

早島町  
パートナーシップ・  
ファミリーシップ宣誓制度  
利用の手引き

早島町

# 目 次

1. 早島町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度	2
2. 宣誓をすることができる方	3
3. 手続の流れ	5
4. 宣誓届出に必要な書類	7
5. 交付する書類	9
6. 受領証等の再交付、変更、返還等	10
7. 早島町で受けられる行政サービス	12
8. よくある質問	13

## 1. 早島町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

早島町は、全ての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合いながら、一人の人間としてその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指しています。

その取組の一環として実施する「早島町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」は、双方又は一方が性的マイノリティーであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係（パートナーシップ）である旨の宣誓届出書などを提出し、早島町が「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード」（以下「受領証等」という。）を交付するものです。

また、宣誓の届出をする方にお子様や親がいる場合、家族の関係であることを併せて届け出すことができます。（ファミリーシップ）

この制度は婚姻制度とは異なり法的効力はありませんが、その関係を行政が認知することによって、性的マイノリティーに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティーの方々が安心感を持って生活できる社会が実現することを期待しています。

### 《用語の解説》

#### 性的マイノリティー

性的指向又はジェンダーアイデンティティのあり方が少数と認められる人。

#### パートナーシップ

双方又は一方が性的マイノリティーであるお二人が、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係。

#### ファミリーシップ

パートナーシップの関係にあるお二人の双方又は一方の子又は親（養子又は養親を含む。）との家族として互いに継続的に協力し合うことを約束した関係。

## 2. 宣誓をすることができる方

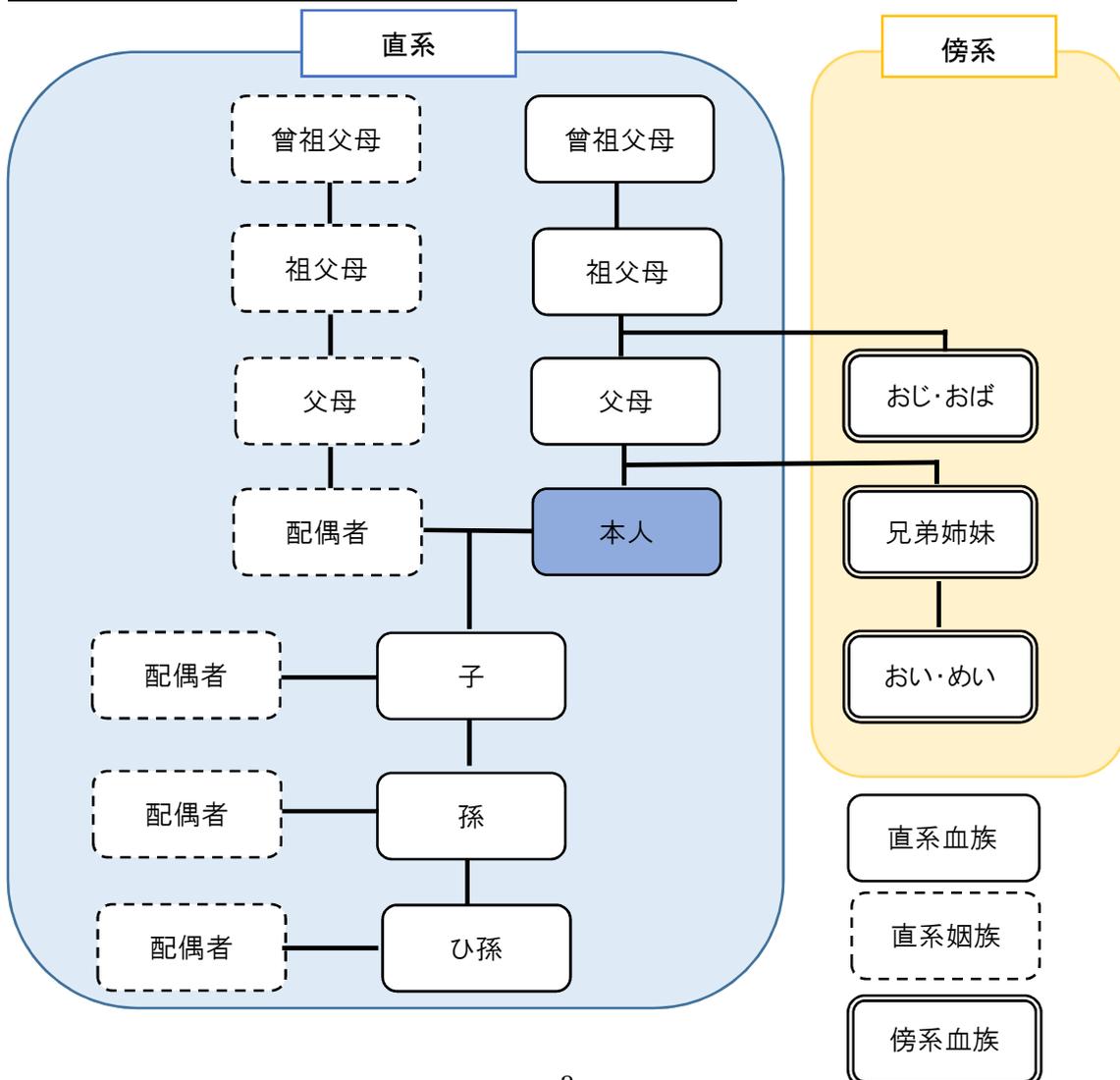
### (1) パートナーシップの宣誓の届出について

届出をされる方は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・ 成年（18歳）に達していること。
- ・ 双方が早島町内に住所を有している、又は3か月以内に早島町への転入を予定していること。
- ・ 配偶者（事実上の婚姻関係を含む。）がないこと。
- ・ 届出をする相手以外の人とパートナーシップの関係にないこと。
- ・ 民法に規定する婚姻をすることができないとされている関係にないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

※下図参照

パートナーシップを届出できない続柄（近親者等）



## (2) ファミリーシップの宣誓の届出について

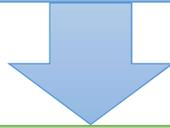
ファミリーシップの対象となる者は次のとおりです。

- ・届出される方の子又は親（養子または養親を含む。）であること。
- ・15歳未満の子を対象とする場合は届出される双方又は一方と生計が同一であること。
- ・15歳以上の者を対象とする場合は本人の同意があること。

### 3. 手続きの流れ

#### (1) 要件の確認、書類の準備

要件をご確認の上、必要書類を準備してください。



#### (2) 書類の事前提出及び宣誓日の予約

宣誓日の10日前までに、町民課戸籍係まで書類を郵送又はご持参ください。また、電話等で宣誓日の予約を入れてください。



#### (3) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓と受領証等の交付

予約した日時に、本人確認書類（原本）を準備し、お二人そろってお越しください。宣誓書に署名していただきます。

その後、受領証等を交付します。（不備等がある場合を除く）

#### (1) 要件の確認、書類の準備

P3「2. 宣誓をすることができる方」に示す要件をよくご確認のうえ、必要書類を準備してください。

※宣誓に当たっての必要書類は戸籍全部事項証明書など、取得に時間がかかる場合がありますので、余裕をもって準備してください。

#### (2) 書類の事前提出及び宣誓日の予約

希望する日の原則10日前までに必要な書類の提出と宣誓日の予約をお願いします。

宣誓可能な日時：月曜日～金曜日（年末年始・土日・祝日を除く）  
午前9時～午後4時30分

《書類提出及び予約先》 早島町町民課戸籍係

■電話番号 086-482-2482

※受付時間（開庁日の午前8時30分～午後5時）

■FAX 086-483-0564

■メールアドレス [tyomin@town.hayashima.lg.jp](mailto:tyomin@town.hayashima.lg.jp)

※事前予約では次の事をお伝えください。

■お二人の氏名、住所、生年月日

■希望日時（できるだけ複数の日時をご希望ください。）

■日中連絡が取れる電話番号

※宣誓日時は状況等によりご希望に添えない場合があります。

### （3）パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓

予約した日時に、運転免許証やマイナンバーカードなどの本人確認書類をお持ちのうえ、お二人そろってお越しください。

宣誓を行う場所：早島町役場 1階 町民課戸籍係  
（都窪郡早島町前潟 360番地1）

※宣誓は、本人確認のうえ、町職員立会いのもとで、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」（以下、「宣誓書」という。）に自署していただきます。ただし、自署が難しい場合は代筆が可能です。

### ★本人確認書類

（例）運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、在留カードまたは特別永住証明書、障がい者手帳、その他、官公署などが発行した免許証等

※有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります。

### （4）受領証等の交付

届出の要件を満たし、提出書類に不備等がなければ、受領証等を即日交付します。ただし、書類に不備や不足があった場合、交付を延期することがあります。

## 4. 宣誓届出に必要な書類

### (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出書

### (2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（発行後3か月以内のもの）

1人1通の提出をお願いします。（お二人が同一世帯の場合は1通でかまいません。）

本籍、住民票コード、個人番号（マイナンバー）、在留資格等の記載は不要です。

#### 【転入予定の場合】

宣誓予定日から14日以内に転入予定の方は、転入が予定されていることがわかる書類の写しを提出してください。

例：転出証明書、賃貸借契約書の写し等

### (3) 婚姻していないことが確認できる書類

下記書類のいずれかを1人1通提出をお願いします。なお、発行後3か月以内のものに限ります。

#### ■戸籍全部事項証明書又は独身証明書等

本籍地の市区町村で取得できます。本籍地が早島町外の場合、本籍地のある自治体の戸籍担当窓口へご確認ください。

#### ■婚姻要件具備証明書等（外国籍の方）

大使館等公的機関が発行する独身が証明できる書類に日本語訳を添付して、提出してください。

### (4) ファミリーシップの宣誓届出をする場合の必要書類

下記から該当する書類を提出してください。

#### ■対象者との親子関係を証明できる書類（戸籍全部事項証明書等）

上記(3)に記載されている場合は、兼ねることができます。

#### ■パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に関する同意書

15歳以上の対象者本人の署名が必要です。対象者が15歳未満の場合は不要です。

#### ■15歳未満の対象者と生計が同一であることを確認できる書類

例：健康保険の資格確認書等の写し、源泉徴収票の写し、確定申告書の写し 等

**(5) 通称名の利用を希望する場合の必要書類**

■日常生活においてその名前を使用していることが客観的に確認できる書類

例：社員証、給与明細書、公共料金の請求書、病院の診察券  
自宅に届いた郵便物（消印あり、住民票の住所と一致しているもの）等

## 5. 交付する書類

宣誓をされたお二人に、

- ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（1部）
- ② パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カードを交付します。

### ① パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

(表)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証

宣誓者 様 様

年月日生 年月日生

ファミリーシップ対象者 様 様

年月日生 年月日生

交付番号 第 号

宣誓日 年 月 日

早島町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します

年 月 日 早島町長



(裏)

この受領証の提示を受けられた方へ

本町では、町民一人一人がかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるよう、互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合うことを前提に申し宣誓する『早島町パートナーシップ・ファミリーシップ制度』を創っています。

この受領証は、お二人が互いを人生のパートナー（家族）として、日常生活において協力し、支え合うと宣誓されたことを、早島町として認めるものです。この制度は法的効力を有するものではありませんが、両市を受けられた方は、本制度の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

- 1 パートナーシップ・ファミリーシップとは
 

互いを人生のパートナーとし、日常生活において経済面、生活面、精神面等で相互に責任を伴った継続的に協力し合うことを約束したお二人による関係、又はお二人とその子や孫（養育子を含む）を含んだ関係をいいます。
- 2 プライバシーの保護について
 

他人の性自認（自分の性別についての認識）や性的傾向（恋愛又は性愛の対象となる性別についての傾向）を、本人の同意なく第三者に伝えることを「アクティビティ」といい、特に命に関わることのある重大な情報提供にあたります。本制度利用者のプライバシーの保護については、十分にご配慮いただきますようお願いいたします。

**※別紙を使用している場合**

以下に、戸籍に記載されている氏名（外国人等においては、別紙又は在留カードに記載されている氏名）を記載します。

宣誓者	宣誓者
通称名	通称名
戸籍上の氏名	戸籍上の氏名

### ② パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証カード

(表)

パートナーシップ・ファミリーシップ 第 号  
宣誓書受領証カード

様 様

( 年 月 日生 ) ( 年 月 日生 )

早島町パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日 早島町長



(裏)

受領証カードの提示を受けられた方へ

この受領証は、お二人が互いを人生のパートナー（家族）として、日常生活において協力し支え合うと宣誓されたことを早島町として認めるものです。この制度は法的効力を有するものではありませんが、提示を受けられた方は、本制度の趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。なお、利用者のプライバシーの保護については十分にご配慮くださいますようお願いいたします。

**戸籍上の氏名（通称名使用の場合）**

【本人】 【パートナー】

様 様

【家族の氏名】（続柄）

## 6. 受領証等の再交付、変更、返還等

### (1) 受領証等の再交付

#### 【届出の事由】

紛失、毀損、汚損等の理由により受領証等の再交付を希望する場合

#### 【提出するもの】

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書
- 本人確認書類（P6 参照）
- 受領証等（毀損、汚損を理由とする場合）
  - ※再交付を受けたのち、紛失した受領証等を発見した場合は、発見した受領証等を返還してください。

### (2) 宣誓届出事項の記載事項変更

#### 【届出の事由】

宣誓届出書に記載した事項に変更があった場合

《届出内容の変更例》

- ・ ファミリーシップの対象者が追加又は削除された場合
- ・ 氏名又は通称名が変更された場合
- ・ 町内で転居した場合
- ・ その他、届出書に記載した事項に変更があった場合

#### 【提出するもの】

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出書の内容・記載事項変更届兼再交付申請書
- 受領証等
- 変更内容が確認できるもの
- 本人確認書類（P6 参照）

### (3) 受領証等の返還

#### 【届出の事由】

受領証等を返還する必要がある場合

《受領証等を返還する必要がある場合》

- ・ パートナーシップを解消したとき
- ・ 一方が亡くなられたとき
- ・ 双方又は一方が町外に転出したとき
- ・ 一方が婚姻、又は他の方とパートナーシップを結んだとき
- ・ 宣誓が無効となったとき（※）

- ・その他、届出の要件を満たさなくなったとき

**※届出が無効となる時**

以下のいずれかに該当するときは、届出を無効とします。

- ・パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないとき
- ・届出書の内容に虚偽があったとき
- ・届出できる方の要件（P3参照）に反しているとき
- ・町内に転入予定の場合、期日までに町内への転入を証明する書類を提出しないとき

**【提出するもの】**

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届
- 本人確認書類（P6参照）
- 受領証等

**（4）ファミリーシップ対象者の氏名の削除**

**【届出の事由】**

15歳以上のファミリーシップ対象者が受領証等から自分の氏名を削除することを希望する場合

**【提出するもの】**

- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書
- 本人確認書類（P6参照）
- 受領証等

**※再交付・変更・返還手続き等を行う場合は、事前にご連絡ください。**

## 7. 早島町で受けられる行政サービス

制度・サービスの名称	概要	担当課
住民票の続柄の変更	住民票の続柄の表記を「同居人」から「縁故者」とできる	町民課 Tel : 482-2482
町営住宅の入居申し込み	町営住宅に、家族として入居の申し込みができる	建設課 Tel : 482-0614

※制度ごとに所定の要件があります。

※制度・サービスの提供に関することは、担当課にご相談ください。

## 8. よくある質問

### Q1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度と結婚の違いは何ですか？

結婚は法律に基づいて行われ、法的権利・義務が生じます。一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は早島町が独自で行う制度で、法的効力はありません。

### Q2 宣誓できるのは同性パートナーだけですか？

同性パートナーに限らず、双方又は一方が性的マイノリティで、宣誓できる要件を満たしていれば、宣誓することができます。

### Q3 事実婚の二人は宣誓できますか？

性的マイノリティではない方で事実婚の方は宣誓できません。

### Q4 早島町民でないと宣誓はできませんか？

お二人が町内に住所を有していることが、宣誓の要件の一つとなります。(3か月以内に転入予定の方を除く。)

### Q5 同居していないと宣誓はできませんか？

お二人が同居していなくても町内に居住(予定を含む)していれば、宣誓することができます。ただし、お二人がお互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

### Q6 養子縁組をしている場合は、届出できますか？

パートナーシップ関係に基づく養子縁組をしている場合は届出できません。ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は、対象となりません。

### Q7 宣誓に費用はかかりますか？

宣誓や受領証等の交付には費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく住民票の写しや戸籍全部事項証明書など、必要書類の交付手数料などは自己負担となります。

### Q8 外国籍の人は宣誓できますか？

外国籍の人も宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書(独身証明)など、配偶者がいない事が確認できる書類に日本語訳を添付して提出してください。婚姻要件具備証明書等の書類については、在日大使館・領事館等にご相談ください。なおパートナーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

**Q9 通称名は使用できますか？**

性別違和など特別な事情がある場合は、通称名を使用することができます。通称名を日常的に使用していることが確認できる書類（郵便物や社員証など）をお持ち下さい。なお、受領証等には戸籍名を併記します。

**Q10 プライバシーは守られますか？**

宣誓の際はプライバシーに配慮し、原則個室で行い、担当の町職員のみが立ち会います。また、提出された書類や記載されている内容などの個人情報等について、本人の同意なく外部に提供することはありません。

**Q11 宣誓はどこで行いますか？**

早島町役場庁舎内で行います。

**Q12 平日以外の土・日や祝日に宣誓をすることができますか？**

申し訳ございませんが、宣誓は年末年始・土日・祝日を除く月曜日か金曜日までの午前9時から午後4時30分までとなります。事前審査のための宣誓届出書の提出に関しては郵送での提出も受け付けています。

**Q13 郵便やEメール、代理人による宣誓はできますか？**

できません。宣誓書は、町職員の面前で本人確認と意思確認をさせていただき、署名していただきますので、必ずお二人でお越しください。ただし、病気等やむを得ない事情によりお二人で来庁することが困難な場合はご相談ください。

**Q14 宣誓をすると戸籍や住民票の記載はどうなりますか？**

この制度は法的効力がないため、宣誓後に戸籍や住民票の記載が変わることはありません。ただし、住民票の続柄の記載を「縁故者」とすることができます。

**Q15 受領証等に有効期限はありますか？**

有効期限はありません。

**Q16 なりすまし等、悪用の恐れはありませんか？**

宣誓をする際に本人確認書類等を確認することで、なりすまし等を防止します。なお、虚偽その他不正な手段により受領証等の交付を受けた時などは、受領証等が町に返還されたものとみなします。

**Q17 宣誓後、受領証等はすぐに交付されますか？**

宣誓日の10日前までに提出いただいた宣誓届出書やその他の書類など不備や不足などがなければ、即日交付が可能です。

**Q18 ファミリーシップの対象は誰ですか？**

パートナーシップにあるお二人の双方又は一方の子又は親（養子又は養親を含む）が対象です。なお、15歳未満のお子様の場合お二人の双方又は一方と生計が同一であることが必要です。養育または扶養の関係にあれば対

象になります。

**Q19 ファミリーシップを届出する場合、その対象者も宣誓時に役場に行く必要がありますか？**

役場に来ていただかなくても構いません。15歳以上の対象者は、事前に「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書に関する同意書」へ自署して、パートナーのお二人がご持参ください。

**Q20 受領証等の交付を受ける事でのような効力やメリットがありますか？**

受領証等には法的な効力はありませんが、各種行政サービス等が利用できるようになります。本町の制度では、町営住宅の申込み等にご利用いただけます。詳しくは「早島町で受けられる行政サービス」一覧（P12）をご覧ください。

また、民間事業者などのなかでも受領証等の提示によりサービスが受けられる場合もあります。

**Q21 受領証等の再交付はできますか？**

紛失や、破れたり汚れたりした場合「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」の提出により、再交付することができます。なお、紛失以外の場合は破れたり汚れたりした受領証等を添付してください。

また、氏名変更等で受領証等の記載事項変更による再交付を希望する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届出書の内容・記載事項変更届兼再交付申請書」にその事実が確認できる書類を添付してください。

**Q22 町外に転出する場合は手続きが必要ですか？**

お二人又はいずれかお一人が早島町外に転出する場合は、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出するとともに、受領証明書等を返還してください。ただし、転勤等やむを得ない事情より、一時的に転出する場合は返還の必要はありません。

また、転出先が早島町とパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している市区町村等に転出する場合は、受領証等の継続使用を届け出ることで、早島町が交付した受領証等を継続して使える場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

**Q23 パートナーシップ・ファミリーシップを解消したい場合はどうすればいいですか？**

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出するとともに、受領証等を返還してください。

**Q24 ファミリーシップの宣誓を届出した子が15歳になったのですが、どうすればよいですか？**

15歳以上の方で、ファミリーシップを解消されたい場合は「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等に関する申立書」の提出により、自身の氏名を受領証等から削除することができます。新たに変更後の受領証等を交付します。

そのままファミリーシップを続けられる場合は、特に何も必要ありません。

**Q25 結婚した場合は受領証等を返還しなければならないですか？**

婚姻届を提出した場合は、宣誓できる人の要件に合致しなくなります。「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出し、受領証等を返還してください。

**Q26 制度の導入により、家族制度や婚姻制度に影響を及ぼすのではないですか？**

この制度は、性的マイノリティの方が、その人らしさを尊重され、お互いに多様性を認め合う社会の実現を目指し、性的指向、ジェンダーアイデンティティに対する正しい理解を広め、偏見や差別の解消を図ることにより、社会全体が多様性を尊重し、認め合う環境づくりを進めるための取組の一環として導入するものであり、家族制度や婚姻制度に影響を与える目的はありません。